平成23年5月24日福祉部介護保険課

地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律123号)第78条の2第1項および第115条の12第1項 の規定により、下記のとおり地域密着型サービス事業者の指定を行う。

記

1 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る 条件付きの指定を行う。

【夜間対応型訪問介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	予定利用者数	指定年月日
ジャパンケアサ ービス ハッピ ー豊島・夜間対応 型訪問介護	東京都豊島区 北大塚1-13 -15		300 名	平成 23 年 3 月 28 日